

審判請求期間：知財高裁平成 22(行ケ)10095・平成 22 年 6 月 9 日(2 部)判決 認容 / 審決取消

### 【キーワード】

拒絶査定不服審判請求期間，特許法 4 条，特許法 1 2 1 条 1 項，月計算

### 【事案の概要】

1 本件は，大韓民国に本店を有する現代電子産業株式会社が、名称を「CMOS イメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置」とする発明につき特許出願をし，その後，マグナチップセミコンダクター有限会社を経て当該出願に係る権利を譲り受けた原告が，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁から審判請求を却下する旨の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

2 原告が，取消事由として主張した争点は，請求人が拒絶査定不服審判請求期間を遵守したか(特許法 1 2 1 条，4 条)，である。

### 【当事者の主張】

#### 1 請求の原因

(1) 特許庁における手続の経緯

現代電子産業株式会社は，1998 年(平成 10 年)12 月 22 日の優先権(大韓民国)を主張して，平成 11 年 12 月 22 日，名称を「CMOS イメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置」とする発明について特許出願をし(特願平 11-364894 号，公開公報は特開 2000-261602 号)，その後，上記出願に係る権利が，順次，マグナチップセミコンダクター有限会社，原告に，それぞれ譲渡され，特許庁長官にその旨の出願人名義変更届が提出されたが，特許庁から平成 21 年 6 月 26 日付けで拒絶査定(以下「本件査定」という。)を受け，同年 6 月 30 日にその謄本が原告に送達された。

そこで，原告は，平成 21 年 11 月 2 日に，これに対する不服審判の請求(以下「本件審判請求」という。)をしたところ，特許庁は，上記請求を不服 2009-21205 号事件として審理した上，平成 21 年 11 月 18 日，「本件審判の請求を却下する。」との審決をし，その謄本は同年 12 月 1 日原告に送達された(出訴期間として 90 日附加)。

(2) 審決の内容

審決の内容は，別添審決写しのとおりである。その理由の要点は，本件審判請求は，特許法 1 2 1 条の規定により，査定の謄本の送達があった日から 4 月以内である平成 21 年 10 月 30 日までにされなければならないところ，本件審判請求は平成 21 年 11 月 2 日にされたから，期間経過後の不適法な請求で

あり、その補正をすることができないものとして、特許法135条の規定により却下すべきである、というものである。

### (3) 審決の取消事由

しかしながら、審決には以下のとおりの誤りがあるから、違法として取り消されるべきである。

ア 本件査定は、平成21年6月26日付けでなされ、その謄本は、平成21年6月30日に原告に送達された。その際、特許法121条1項に規定された3月の審判請求期間は、特許法4条の規定に基づき、特許庁長官の職権により1月延長された(合計4月)。

本件査定の謄本が原告に送達されたのは平成21年6月30日であり、特許法3条1項1号の規定により、拒絶査定謄本の送達日は期間の初日として算入されないから、本件審判請求の起算日は、平成21年7月1日となる。そして、審判請求期間は、起算日である同日から計算して4月となるところ、その末日は、特許法3条1項2号の規定により、平成21年10月31日となる。ここで、平成21年10月31日は、行政機関の休日に関する法律1条1項1号に掲げる土曜日に該当し、その次の日である平成21年11月1日は、同法1条1項1号に掲げる日曜日に該当する。したがって、本件審判請求期間の末日は、特許法3条2項の規定により、平成21年11月1日の翌日である平成21年11月2日となる。

しかしながら、審決は、「その拒絶をすべき旨の査定に対する審判の請求は、特許法第121条の規定により査定の謄本の送達があった日から4月以内である平成21年10月30日までにされなければならない…」(2頁12行～14行)と、誤った認定・判断をしている。

イ これに対し原告は、平成21年11月2日に審判請求を行っていることから、本件審判請求は法定期間内に適法に行われたものである。

したがって、審決が、「本件審判の請求は平成21年11月2日にされているので、上記法定期間経過後の不適法な請求であり、その補正をすることができないものである。したがって、本件審判の請求は、特許法第135条の規定により却下すべきものである。」(2頁14行～18行)と認定・判断したことは誤りであるから、審決は取り消されるべきである。

## 2 請求原因に対する認否

請求原因(1)ないし(3)の各事実は認める。

### 【判 断】

1 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯)、(2)(審決の内容)、(3)(審決の取消事由)の各事実は、当事者間に争いがない。

そうすると、平成21年11月2日になされた本件審判請求は、法定期間を経過していない適法なものといえるから、その請求を法定期間経過後の不適法なものとし特許法135条の規定により却下すべきであるとした審決の判断は誤りである。

## 2 結論

以上のとおりであるから、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 「裁判所の判断」は、叙上のとおりの内容であることを見ると、特許庁審判部の非を認め、原告側の主張を全面的に認めたことになる。したがって、ただ1回の審理で結審し、結審2週間後に判決言渡しとなった事案である。

2. 被告の特許庁が認めた非とは、法定期間についての計算ミスにあった。それは、前記原告主張の審決の取消事由を整理すると、次のとおりとなり、これが正しい期日である。

(1) 特許出願の拒絶査定謄本の送達日：

平成21年6月30日 ➡ 平成21年7月1日（起算日）

(2) 不服審判請求期間：（+1か月）＝4か月

平成21年10月31日（土） ➡ 平成21年11月2日（月）

3. これに対し、審決は、不服審判の請求期限を、拒絶査定謄本の送達日（平成21年6月30日）の翌日から4か月間が、何日に当たるかを計算したところ、平成21年10月31日に当たるとすべきところを、なぜか平成21年10月30日（金）に当たると認定したのである。（月計算をしなかった。）

したがって、もし審決が月計算法を誤らず、平成21年10月31日（土）と認定していれば、同日と11月1日（日）とは休日扱いとなるから、その後の11月2日（月）が不服審判の請求期限となり、原告による審判請求を適法と認定できたことになる。

特許庁審判部における手続上の誤判断が、本件判決によって取り消されたことから、この事件は特許庁へ差し戻され、こんどは実体についての審理が改めてなされることになる。

しかしながら、もっとも初歩的な計算間違いで、実体審理が遅延することになり、かつ出願日から計算されている存続期間が、結果的にそれだけ短縮されてしまうことは重大な問題であるといわねばならない。しかも、出願人は外国人である。

〔牛木 理一〕